

平成31年1月（第1回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

平成31年1月22日（火）17:00～19:00

宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教 育 長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に参加した者

佐野教育部長、坂本参事、床本総務課長、網本学校教育課長、三原学校教育課長同格、古富教育支援課長、池田学びの森くすのき・地域文化交流課長、藤永図書館長、山本副館長、藤井学校教育副課長、小林総務課副課長、東野総務係長

4. 傍聴者 なし

5. 趣 旨

教 育 長： ただいまから、平成31年1月22日の第1回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、4人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

教 育 長： 続いて、今回の資料とあわせて送付しました12月18日の第14回の議事録についてですが、御意見等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは、第14回の教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は重村委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第35号 第三次宇部市子どもの読書活動推進計画の策定について」、「議案第36号 UBE読書のまちづくりビジョン事業について」、「議案第1号 小中一貫教育ガイドラインについて」、「議案第2号 部活動指導方針について」の4件とその他の事項として、「寄附の報告について」の1件となっております。

教 育 長： では、始めに、「議案第35号 第三次宇部市子どもの読書活動推進計画の策定について」、事務局からの説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第35号 第三次宇部市子どもの読書活動推進計画の策定について」、説明します。前回の会議においていただいた御意見や、その後開催しました図書館協議会での御意見を踏まえ、加筆修正いたしました。今回は修正部分を中

心に御説明いたします。まず11ページですが、小中学生のアンケートで「あなたは、この1か月に何冊、本を読みましたか」という設問に対して、読んだ本の冊数だけでは、読書の内容や質について、単純に評価できないのではないかとこの御意見があり、ページ数や内容が違ふという要素もありますので、補足として、読書の時間についての設問を追加しました。この設問においても、19.1%の児童生徒が、平日にまったく読書をしないと回答しています。この結果を12ページに追記しています。13ページで「学校の図書館に行かないのはなぜですか」という設問で、授業時間で学校図書館を利用していけば、あえて休み時間や放課後に学校図書館に行かないのではないかとこの御意見がありました。そこで、そのあたりのことを追加しましたが、やはり「本を読みたくないから」、「読みたい本がないから」と答えた子どもが増えている現状がありますので、課題として第三次計画で改善の取組が必要であるとしています。続きまして、20ページ、21ページで第三次計画の策定に向けてということで、今まで前半の取組の実績で見られた傾向や問題点を個別に記載していましたが、第三次計画を策定するにあたり、それらの課題をここでいったん集約してこれらの課題について重点的に第三次計画で取り組むという流れにしています。主な課題として、保護者への意識啓発と家庭における読書の実践、読書活動推進のための行事の見直し及び拡充、中・高校生を対象とした読書啓発の充実、市立図書館の「絵本文庫」の利用促進、学校図書館との連携における「学級文庫」の利用促進、学校の読書環境のさらなる整備・充実を取り上げ、これらの課題について、第三次計画で重点的に取り組んでいくということで、次ページ以降につながっていきます。23ページについて、この読書活動推進計画の最終目標は、「本読むことが好きな子どもの割合“100%”をめざします」ということで、これは平成27年に策定しました第二次計画でもこちらを目標としており、市制100周年を迎える2021年度までの達成に向けて取り組んでいきます。そのための具体的な目標として、「本を読むことが好きな子どもの割合」を2021年度で100%としています。それと、「不読者層の割合」として、1か月間に本を1冊も読んでいない子どもの割合ということで、これの目標値を小学生2%、中学生8%と設定しています。これは、国が2022年度に達成させる目標値として定められていますので、宇部市では1年前倒しでの達成に向けて、取組を進めたいと考えています。26ページでは、家庭・地域等における子どもの読書活動の推進に関する具体的な取組の内容として、新規事業の「家庭における乳幼児の読書環境の充実」を挙げています。今まで読み聞かせの講座は図書館でも実施していましたが、新たに父親を対象とした「イクメンパパの絵本の読み聞かせ講座」等を開催していきたいと考えています。こうした取組で、家庭での読書環境を充実させていきたいと考えています。また、31ページでは、新規事業の「高等学校との連携」ということで、高校生の不読率の割合が高いという現状と、昨年の教育委員会議においても、図書館協議会委員を選任する際、小中学校だけでなく高校との連携も必要ではないかとこの御意見をいただきました。高校生の読書活動を推進する

意味において、高校との連携が必要であると考えました。次のページで、宇部市の特色である彫刻教育についても取り組んで欲しいという御意見がありましたので、追記しています。41ページでは、「子どもの読書活動を推進する体制の整備のための取組」として、UBE読書のまちづくりビジョンを策定し、全市を挙げて、読書のまちづくりを進めるという施策を展開していくことにしており、43、44ページに具体的な取組を記載しています。

教 育 長： それでは、ただ今の説明について、御意見、御質問はありませんか。

委 員： 26ページに、新規事業で家庭における乳幼児の読書環境の充実として、父親を対象とした取組を新たにされるということですが、保育現場に興味を持たれている祖父母の方が増えている現状があると思います。ですので、共働き家庭の若い御夫婦では、祖父母に子どもをお願いしている時間が多いので、祖父母の方を対象とした事業があれば良いと思います。

事 務 局： 昨年、宇部市民大学において、読み聞かせ講座を開催しましたが、孫に読み聞かせをしたいということで、祖父母の方の参加もありましたので、そうした需要があることは認識しています。母親は読み聞かせについて、触れる機会もあると思いますが、人権男女共同参画推進課においてもイクメンパパの講座を何度か実施されてしますので、これと連動した企画ということで今回記載しています。

委 員： 「ハートつながるブックスタート事業」ということで、乳児期から母親と一緒に図書館につなげていくということは、これから先のことも考えた時に大事なことだと思います。特に絵本を配るなどされていると思いますが、その担当課はこども若者応援課・図書館となっていますが、実際にどのようなものを渡しているのかを見せさせていただきたいのですが、どこに行けばよいのでしょうか。

事 務 局： 多世代ふれあいセンターにあるこども若者応援課になります。

委 員： 生後4か月の乳児のところは、これまで3か月だったと思いますが、なぜ変更されたのでしょうか。

事 務 局： こども若者応援課のほうで、3か月から4か月で重複していたものを4か月に統一して整理することとしたため、こちらも4か月に変更しました。

委 員： 23ページの2021年度の目標値で、国の目標と合わせて不読者層の割合を小学生2%、中学生8%としたとのことですが、本を読むことが好きな子どもの割合が100%であるなら、不読者層が0%でないことに違和感があります。

事 務 局： 本を読むことが好きな子どもの割合を、2021年度で100%にするという目標値はスローガンの意味もありますので、現実的な進捗を計る数値目標として不読者層の割合小学生2%、中学生8%を設定しています。

委 員： 前回本を読むことが好きな子どもの割合100%をめざすとしたときに、目標を高く掲げて頑張っていこうという感じがしましたが、現実的な数値も必要なので止むを得ないというところでしょうか。

委 員： 27ページの「放課後における読書習慣の形成支援の取組」で学童保育にもあおぞら号に来ていただいて、本も充実していますが、なかなか読書が定着す

ることは難しいと感じています。今日も支援員会議があったのですが、どうしたら子どもたちが本を読んでもくれるのかと半分はこの話題になりました。私がいる学童保育クラブでは、今年の大きなテーマは「読む」だったのですが、全然達成できず、本当に難しい課題であると思います。どうしたら子どもたちが楽しく本に接することができるのか、教えて欲しいと思います。

事務局： 学年が上がるにつれて、本を読む子どもが減っているという実情があります。勉強や部活、家庭環境など様々な要因がありますが、本を通じた会話や本を読むことの大切さを教える必要があると思います。大人も自分が本を読むことの大切さを実感しないと、子どもたちにも伝えられないと思いますので、図書館としても各世代に向けて、本を読む場所や環境の整備の充実を図りたいと考えています。

委員： 私の子どもは、学校で本を借りて帰りますが、自分で本が読めることにとっても喜びを感じています。ただ、本の選び方がよくわからず、友達が読んでいた本を引き続き自分が借りてきたりします。中学生や、高校生も含めて本を読まない子は、自分で何を選べばよいかわからない場合も多いと思います。そういう子どもたちの興味を引くために、ブックマイスターではないですが、あなたのタイプはこの系統の本がおすすめといった、この世代が好きなクイズや占い形式のようなところを入り口として、そこからどのような本を選ぶと自分は興味を持ちやすいのかというように取り入れていくと、意外と子どもたちは興味を持つのではないかと思います。

事務局： 学校図書館に司書が配置され、そのあたりも充実してきていると思いますが、他市では子ども向け読書アドバイザーもありますので、地域と連携して検討したいと思います。

委員： 短いスパンでの達成目標があったら子どもたちも頑張れると思います。

事務局： 今後の予定についてですが、図書館協議会での審議ののち、来月にパブリックコメントを実施して、3月末までの公表を考えています。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第35号 第三次宇部市子どもの読書活動推進計画の策定について」、承認するという事によろしいでしょうか。
(全委員異議なし)

教育長： 次に、「議案第36号 UBE読書のまちづくりビジョン事業について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第36号 UBE読書のまちづくりビジョン事業について」説明します。昨年利用者アンケートを実施したところ、資料の充実や図書の実、施設のリニューアル、飲食スペースの設置といった要望がありました。図書館の利用頻度として65%の市民が利用していないという傾向がありました。図書館は、小さな子どもから高齢者まで多くの方に御利用いただいておりますが、全体の中では一部の方に固定されていて、全国的にも同様の傾向があります。市民の読書活動の状況として約半数が1月に1冊以下しか読んでいません。また、生涯学習に関する全国的な調査では、約40%が全く学習をしていないという結果でしたが、約80%は学習意欲があるということで学習のきっかけづくり、

気運の醸成が必要であると考えています。また、今後の地域における社会教育の在り方として、多様化し複雑化する課題と、社会の変化への対応の要請があり、今後の図書館の在り方では、人生を豊かにする読書、調査研究の機会を提供する役割の強化、学校との連携強化を図るため、情報拠点、住民の交流の拠点、知識情報の拠点などの役割の強化が求められています。こうした中で、UBE読書のまちづくりビジョンの取組として、読書による人づくりとして、子ども・若者の読書活動の推進、高齢者・障害者の読書活動支援、生涯現役に役立つ読書の普及啓発、健康づくりとの連携、読書活動を支えるボランティアの育成を進めていきます。読書によるまちづくりでは、どこでも読書に親しめる環境づくり、本を通じたコミュニティづくり、アート・彫刻・文化のまちづくり、まちづくりへの市民参画と読書活動の連携を進めていきます。また、図書館を「知の拠点、集いの場、憩いの空間」とするための全面リニューアルとして、ICT・AIを活用したハイブリット図書館、だれもが気軽に利用・交流できる図書館、「憩い」の場としての図書館、情報発信・情報交流の場としての図書館、宇部の歴史・文化を伝承し、長く愛される図書館をめざします。最後に、読書のまちづくりに向けて、多様な主体が連携し、ネットワークを構築して、「UBE読書のまちづくりビジョン」を具体化し、全市的に推進するとともに、気運醸成のため、読書のまちづくりフォーラムの開催や、効果的な情報発信・啓発活動を展開していきます。

教 育 長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委 員： 図書館を利用するときに、駐車場に止める場所がなくて困ることが良くあります。今後、駐車台数を増やすことは検討されていますか。

事 務 局： 土地の制限もありますので、単純に駐車場を広げることは難しいのですが、イベント開催時などでは、隣接の山口県総合庁舎の駐車場をお借りして、こちらを利用していただくよう御案内しています。また、長時間の利用を予定されている方についても、総合庁舎の駐車場を御利用いただくよう御案内をしています。

委 員： 土日に、子ども連れで行ったときに、駐車場が満車ということになると、時間を空けてまた来ようとはならないので、リニューアルされるのであれば、駐車場の数の確保をお願いしたいと思います。また、雨の日など、本と子どもを抱えてというときには、屋根付きの駐車場があると助かるということもあります。

事 務 局： いろいろな制約はあると思いますが、山口県総合庁舎の駐車場との接続の改善を図りたいと考えています。

教 育 長： その他よろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教 育 長： それでは、「議案第36号 UBE読書のまちづくりビジョン事業について」、原案のとおり承認します。

教 育 長： 次に、「議案第1号 小中一貫教育ガイドラインについて」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 小中一貫教育ガイドラインについて」、説明します。平成29年度の教育委員会会議でも宇部市がめざす小中一貫教育のビジョンについて御協議いただきましたが、昨年8月には全教職員を対象とした研修会等を開催しております。年3回の宇部市小中一貫教育推進協議会においても、この内容について協議をしていただいています。また、市PTA連合会会長にも協議会の委員になっていただき、保護者の立場からの意見もいただいています。今後は、このガイドラインやリーフレットをもとに来年度、各中学校区で小中一貫教育のグランドデザインを作成していただき、これをもとに保護者への説明、子どもたちへの教育活動につなげていく予定としています。各学校の準備については、10月に調査をした段階で、6、7割程度の着手が進んでいます。一番遅れているのが学年ごとの区切りに関する取り組みとなっていますが、コミュニティ・スクール、地域教育ネットの体制づくりについて、学校運営協議会をどのようにしていくのか校長と協議をするなど、具体的な内容についての取組が進んでいます。

教育長： それでは、ただ今の説明について、御意見、御質問はありませんか。

委員： 小中一貫教育の基本方針の1「全市による推進」で、めざす子ども像や学校教育目標を小中学校間で一元化し、というところと小中一貫教育推進のための具体的な取組のなかの、めざす子ども像、学校教育目標の一元化では、連携校において決定とありますが、これは連携校だけでの一元化ということですか。

事務局： 別々の中学校に進む小学校もありますが、12中学校区において連携校の割当てをして、そこで一元化を図ることとしています。

委員： めざす子ども像や、学校教育目標が校区ごとに異なるということになりますか。

事務局： そういうことになります。

委員： 常盤中学校区や上宇部中学校区では、小学校が分かれてしまっていますが、全中学校区間で情報交換を十分に行い、連携をとりながら実施していきますと書いてあります。しかしながら、各中学校区で地域の特性等を生かした教育活動を展開していくとあって、連携校でない中学校に進む子どもたちは、それまでとは違う取り組みになるので、この子どもたちへの対応は十分に可能なか疑問があります。

事務局： 文部科学省の調査官が来宇した際に確認しましたが、全国的にもこうして点についての苦情に関する情報は、特には入っていないとのことでした。当然心配な点はありますが、教育課程はどの学校でも共通ですし、めざす子ども像についても、国や宇部市の教育目標に基づくものですので、そこから外れるということはありません。

事務局： 違う中学校に進む小学校の校長は、関係する中学校の学校運営協議会に出席しています。逆の場合もそうですし、校長同士での連携はしています。

委員： 一部の子どもは、小学校と中学校の合同の取組では、自分が進む中学校ではない学校に行くことになります。

事務局： そういう課題はありますが、十分な配慮をするよう校長と取り組んでいます。

事務局： 子どもたちが不利益を被ることが無いよう当然学校で配慮するべきであると考えています。ただ、コミュニティ・スクールの活動などでは、地域の特性ということで、活動の種類が異なりますが、子どもの育ちについては、様々な活動を通して行いますので問題ないと考えています。

委員： 小中一貫教育のメリットである中1ギャップの解消に関して、逆にデメリットとなることが無いよう配慮が必要だと思います。

事務局： 学校間の連携を密にして取り組みたいと思います。

委員： 施設隣接型と施設分離型では、子どもたちの移動で時間に差があり、授業時間にも影響すると思いますが、このあたりどのように考えていますか。

事務局： おっしゃる通りですが、予算があればバスの使用もありますが、日常的に可能なこととして、最近小学校間でスカイプを活用した研修会を実施しましたが、これを応用して授業などに活用することを検討しています。

委員： タブレットなどICTを活用することで、工夫ができると思いますのでよろしくお願いします。

委員： 文部科学省の引用なので、どうしようもないとは思いますが、「中1ギャップ」の説明文の中に「いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象。」とあるのは違和感があります。小中一貫教育で期待される教育効果の中で、体力の向上が挙げられていますが、小中一貫教育が体力の向上につながるものなのですか。

事務局： 小中一貫教育のカリキュラムを検討する際に、中学校の体育の専門的な見地から小学校で習得しておくべき内容として、発達段階に応じて再構築することで子どもたちの体力向上につながると考えています。

委員： 児童生徒の実態に寄り添った指導とありますが、小中一貫教育によって期待されるものなののでしょうか。そもそもあって当然ではないかと思いますが。

事務局： 当然今現在でこのような指導を行っていますが、更に小中一貫教育という手法を用いることで、中学校での躓きの原因となっている個所を、小学校でフォローするなど、子どもたちの学力に反映させていきたいと考えています。

教育長： 今後の予定について説明してください。

事務局： 小中一貫教育推進協議会に諮って、校長会、教頭会で周知します。その後、来年度に全教員及び保護者に配布します。

委員： 保護者がこのリーフレットももらった時に、子どもにとってのメリットが何かわかりにくいと思います。よく見れば書いてありますが、多くの保護者は、自分の子どもには関係ないと考えると思います。

教育長： よろしいでしょうか。教育委員会会議で出た意見について、小中一貫教育推進協議会で検討をお願いします。

(全委員異議なし)

教育長： それでは、「議案第1号 小中一貫教育ガイドラインについて」、現段階の方針として原案のとおり承認します。

教育長： 次に、「議案第2号 部活動指導方針について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 部活動指導方針について」、説明します。昨年3月にスポー

ツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、学校の設置者においても運動部活動の方針を策定することとされました。これを受けて、関係団体等と検討を重ね、運動部だけでなく、全ての部活動を対象とした「宇部市立中学校部活動運営方針」を策定しました。この中で、適切な休養日の設定として、スポーツ庁のガイドラインにのっとり週2日以上休養日、平日、休日どちらも1日以上を設けることとしています。ただし、週末に大会等の参加で活動した場合には、休養日を他の日に振り替えることとしています。また、大会等がある場合には、保護者の理解を得たうえで校長が許可した場合、数週に渡って休日等の練習を実施することができるとしています。この点が全国的にもガイドラインを設けることが難しく、県内でも、学校の判断に任せるとしているところや、特別な配慮をしないとしているところもあります。本市では、関係団体、顧問等の意見を聞き、学校が魅力的な運営ができるようバランスを取って、各学校でこの運営方針を踏まえた活動ができるよう策定しています。

教 育 長： それでは、ただ今の説明について、御意見、御質問はありませんか。

委 員： AEDの使用等に関する指導とありますが、これは、現在も実施されているのでしょうか。

事 務 局： 避難訓練や部活動の中で実施している学校もありますが、全ての学校というわけではありません。

委 員： 消防士等による指導を全学校で実施して欲しいと思います。部活動の方針の策定等として顧問の教員等が年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとあり、必要なこととは思いますが、これが詳細になりすぎると、重荷になってしまうので、上手にバランスをとらなければならないと思います。

事 務 局： 計画表については、学校教育課で入力作業を省力化した様式を作成しています。

委 員： 顧問の教員の決定について、部活動に対して専門的な知識がない教員になることもあると思います。教員も勉強されると思いますが、子どもに指導する以前に、施設や設備の安全な使い方等を理解しておいてほしいと思います。大会の時など、子どもたちの用具の使用や設備の使い方などで目に付くこともありますが、顧問も指導していないように見受けられました。

事 務 局： サッカーゴールやバスケットゴールなどの安全確保については、国等からも通知がありますし、こちらからも徹底するよう指導しています。また、体育館の使い方などマナーに関する部分についても顧問の責任になると思いますが、大会の監督者会議などで利用方法の周知などはしていますが関係者全体で取り組む必要があると思います。

事 務 局： 大会終了後に、中体連の反省会を行って、課題の共通認識を図っていますが、それが子どもたちのところまで通じていないところもあると思います。

委 員： 昔の部活動では、そのあたりがとても厳しかったと思いますが、最近は、仲良く、楽しくということで、部活動の意義が問われるのではないのでしょうか。

事務局： いわゆる縦社会的な部分については、意識を変えていく必要があると思います。また、部活動も楽しむということと競技力の向上という2つの面があると思います。

委員： 縦社会ではなくても、教員や目上の人に対する態度を学んでほしいと思います。

事務局： 以前は、部活動を通してそのような面も指導していましたが、現在では、子どもたちのスポーツ離れを防ぐという点を重視しています。

委員： 外部指導者は、今どのくらいいらっしゃるのでしょうか。

事務局： 部活動指導員は現在17名いらっしゃいます。それ以外の外部指導者の数は把握していません。

委員： 教員のワーク・ライフ・バランスを考慮すると、授業の準備や評価にプラスして部活動に時間を割くということで、教員の時間外勤務が増加していると思います。外部指導者を増やした場合のメリットやデメリットであるとか、今後推奨していく方向で検討されていますか。

事務局： 外部指導者の登録はお願いしていますが、外部指導者は顧問が同席しなければならないので、そこが部活動指導員と大きく違います。

委員： 私も大学で自分が立ち上げた部活動に関わっています。好きで始めたことではありますが、勤務外の負担は大きくなっています。学生の学び等につなげるために部活動やサークルがあると思いますので、教員の厚意に頼るような体制になってはいけないと思います。今回休養日等が数字で明示されていることは大変良いと思います。教員の思いと職務の負担のバランスが取れ、なおかつ子どもたちが充実した部活動が送れるようお願いします。

委員： 現在の部活動は、遠征の際の送迎など保護者の協力なしでは成り立たない状況ですが、この運営方針に、保護者の協力について記載があると、部活動の内容に口を出すのではなく、生活面などで指導ができることもありますので、部活動に関する保護者の在り方など記載できないのでしょうか。

事務局： 今回のガイドラインの趣旨は、休養日の設定と活動時間を定めることとなっています。これを市内の共通ルールとして、教員の負担感を減らし、部活動が適切に運営されるよう運営方針を作成しました。保護者の関わりは部活動において重要ではありますが、各学校の部活動の中で、例えば保護者会で決定していくものだと考えています。

教育長： 部活動については、ここ2、3年で教員の多忙化と合わせて急速に話題になり始めました。部活動については、教員それぞれの事情もありますので、これからまだまだ様々な観点から議論されると思いますが、今回は、宇部市としてこの運営方針を示して取り組んでいき、課題が見つかれば対応していきたいと思います。

教育長： よろしいでしょうか。

教育長： それでは、「議案第2号 部活動指導方針について」、原案のとおり承認します。

教育長： 次に、「寄附の報告について」、お願いします。

事務局： 12月分寄付について、12月7日、匿名の方から、小中学校交通遺児教育資金として3,000円の御寄附がありました。12月19日、山口県LPガス協会宇部・小野田支部から、LPガスコンロ17台の御寄附がありました。12月25日、AMAHOROプロジェクトから、絵本104冊の御寄附がありました。12月26日、宇部興産株式会社から、楽器126万円相当の御寄附がありましたので報告します。

教育長： 他になにかありますか。
(全委員意見なし)

教育長： 以上をもちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。